

事 務 連 絡

平成23年4月4日

都道府県
各 指定都市 住宅手当緊急特別措置事業 担当係長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課住宅手当係長

東日本大震災による被災者の住宅手当緊急特別
措置事業における求職活動要件の緩和について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関し、被災者の特別な状況に鑑み、下記のとおり、住宅手当緊急特別措置事業における求職活動要件を緩和することとしますので、よろしく申し上げます。

記

1 求人情報の入手が困難な場合

ハローワークの求人が中止・保留されている等、ハローワークでの求人情報の入手が困難であることを実施機関が確認できる場合には、その間、ハローワークでの職業相談を受けているとみなして差し支えないものとします。

また、求人先への応募、面接については、求人情報の入手が困難であることを実施機関が確認できる場合には、その間、週1回という原則にこだわる必要はないこととします。

2 ガソリン入手が困難、公共交通機関が停止している等の理由により求職活動が困難な場合

ガソリンの購入ができない、又は公共交通機関が寸断されている等の地域の実情を踏まえ、実施機関が真にやむを得ないと認める場合には、その間、ハローワークでの職業相談を受けているとみなして差し支えないものとするとともに、求人先への応募、面接については、週1回という原則にこだわる必要はないこととします。